# 近世朝廷と三井 ――三井文庫所蔵史料から―

# 村和明

はじめに

とするものである。われるものについて概要を紹介し、研究の基盤構築に貢献しようる近世史料のうち、近世の天皇・朝廷研究に直接関係があると思本稿は、筆者の勤務する史料所蔵機関である三井文庫が所蔵す

関連する史料もかなり存在している。しかしこれまではそれほどの寄贈・寄託を受けてきた。このうちには、近世の天皇・朝廷に「盆」である。、戦前に収集された近世の統括機関・各営業料は一〇万点を超え、戦前に収集された近世の統括機関・各営業には、近世の三井および近代の三井財閥に関連する史料 三井文庫は、近世の三井および近代の三井財閥に関連する史料

活発に利用されてきたとはいえないと思われる。

発信までなかなか手が廻らなかったことなどが考えられるであろ利用があまり簡便とは言い難く、また個別のテーマの研究者への料所蔵機関側では、史料目録の刊行などにより利用環境の整備に(4) と近世の天皇・朝廷の研究に従来あまり接点がなかったこと。史 理由はいくつか考えられるが、まず利用者側では、商業史研究

する史料の概要を紹介したい。そこで本稿では、三井文庫が所蔵する、近世の天皇・朝廷に関

5့

の事例紹介をおこなう。簡単な項目を立てて列挙する。最後に、実際の史料を用いて若干皇・朝廷の関わりについて概観する。次に具体的な史料について、そのためにまず、はなはだ簡単にではあるが、近世の三井と天

れる。 きたとは言い難いが、ご了承いただきたい なお史料の量が膨大であるため、ある程度の遺漏があると思わ また、 近世朝廷と三井の関係についても、 悉皆的に把握で

# 近世朝廷と三井の関係概観

との関わりについて概観する るのかを考える手がかりとして、近世の天皇・朝廷がもった三井 まず本章では、三井文庫にどのような朝廷関連史料が存在しう

連御用が増加したとの指摘(同五八六~五八八頁)がなされてい あったとの指摘 (同本文篇一、四八三頁)、および天保期に朝廷閣 事御普請入用銀の請払御用の存在が、新政府御用引受けの前提で 若干の説明がなされている。特記すべき指摘としては、禁裏御作 はされていない。江戸幕府御用とかかわらせて、関連箇所ごとに 事業史』をみると、近世の天皇・朝廷関係については、特に立項 まず、三井にかんする通史である三井文庫編集・発行の『三井

身による整理をみたほうが簡便である。ここでは、維新期に作成 された自己申告のための史料をみることにする。 近世の天皇・朝廷と三井の関係を概観するには、むしろ三井自 る

史料で、本来別個だが似た性格の案文を、後世の整理段階でまと 為替御用及駕輿丁其他」をみる。竪紙一点・切紙三点をまとめた まず史料一として、「御所御用勤仕履歴書上控 御所御勘使所御

> 容からみていずれも維新政府に提出するものであろう。以下、①~ めたものと思われる。性格を明らかにする付記などはないが、内

# 【史料一一①】(竪紙一紙)

④に分けて示す。

乍恐以書付奉申上候

名乗御免被為仰付、 年頭・八朔其外御大礼之節〃献上物仕候ニ付、往古より苗字 御所御勘使所御両替御用相勤候二付、 御用奉相勤来リ候儀ニ御座候、 諸役御免除札頂戴仕、 此段御聞

慶応四年辰正月 以上 新町通六角下ル町

置奉願上候、

三井三郎助 (京画著店) 御所御取替御用達

名代白瀬清三郎

るといえる。 を勤めるにつき、諸役免除札を交付され、 両替業を営む京都町人としての三井と朝廷の関係が述べられてい 礼」の際に献上物を行い、苗字名乗を許されたと記されている。 ①は、三井三郎助(京両替店)名義。「御所御勘使所御両替御用. また年頭・八朔や「大

# 【史料一一②】(切紙一紙

享保六丑年

与相名乗申候 御所駕輿丁猪熊座役奉相勤候二付、右御役二而者三井左衛門

### 慶応三卯年

御所於御勘使所御呉服物御見競御用御出入被仰付候

### 寛政九巳年

是迄公辺御勘定所御用達・伊豆国附嶋〃産物会所頭取相勤候

## ニ付、苗字相名乗申候

右之通御座候、以上

三井八郎右衛門(三都本店、北家高福)

# 【史料一一③】(切紙一紙)

**元禄四年未正月** 

(紅戸両替店) (紅戸両替店)

三井元之助 (大阪両替店)

御為替御用達被仰付候

寛政四年子十一月

### 右三人

右御用出精相勤候二付、銘《江御扶持方三人扶持宛被下置候、

往古より

三井三郎助(京両春店)

御所御勘使所御両替御用相勤候ニ付、諸役御免除札頂戴、苗

字相名乗申候

べられているといえる。 一次九一)年に「御為替御用達」となり、寛政四(一七九二) 四(一六九一)年に「御為替御用達」となり、寛政四(一七九二) 四(一六九一)年に「御為替御用達」となり、寛政四(一七九二) 四(一六九一)年に「御為替御用達」となり、寛政四(一七九二)

「御為替御用達」は、幕府勘定所の御用を指すものであろう。前「御為替御用達」は、幕府勘定所の御用を請け負ったでの一番での一名が記されており、御所の一番の方ち三郎助(京所の一番の名が記されており、御所の一巻を発展させたが、この神名前がこの三名である。後段には、①と同じく、御所勘使のは京両替店のみであることが確認される。

# 【史料一一④】(切紙一紙)

扶持方弐人扶持と、一ヶ年手当金百弐拾両宛被下置候、一、勘定所用達・会所頭取三井八郎右衛門、勘定奉行支配ヲ請、

但、八郎右衛門義、近年横浜其外向〃御用相勤ニ付、文

久弐戌年九月中三人扶持被下、都合五人扶持被下候

右之通

慶応四辰年六月 三井八郎右衛門

タイ新 三郎

市政

御裁判所様

④は、再び八郎右衛門(三都本店、北家高福)名義。勘定所用④は、再び八郎右衛門(三都本店、北家高福)名義。勘定所用後は、再び八郎右衛門(三都本店、北家高福)名義。勘定所用金は、再び八郎右衛門(三都本店、北家高福)名義。勘定所用

る三井の認識をみることができよう。これらはいずれも作成の経緯が不明であるが、維新前後におけ

を表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧しそうな史料は現存しない)からの抜粋であること、山中伝兵衛にている。(西京両替店)・「源直」(不詳)が取り調べたことが記されている。 表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧表紙裏には付箋があり、「薩州御陣営木場直右衛門」に提出した「旧本の書」の扣であるとある。また、「金穀出納所」廻しとなった、との書」の扣であるとある。また、「金穀出納所」廻しとなった、との書」の扣であるとある。また、「金穀出納所」廻しとなった、といい、「金製出納所」の担います。

はない。 (本文) (本文)

内容は、四つの一覧から成っている。

「献上物控」 :享保五(一七二〇)~明治元(一八六八)「控」(献上) :宝永五(一七〇八)~慶応三(一八六七)

「御所御凶事」:安永八(一七七九)~慶応二(一八六六)

「御作事御用」:宝永四(一七〇七) ~元治二(一八六五)

食ったことで、朝廷と関わりが生じたものであろう。 は、史料一一①に述べている慶事における祝儀、および幕府が出 す。請払御用は、京都に財政運用機関をもたない幕府が御為替組 う。請払御用は、京都に財政運用機関をもたない幕府が御為替組 ら。請が出している慶事における祝儀、および幕府が出 (空)

aでいう年代とおおよそ一致している。──番古い年代は宝永四(一七○七)年であり、後掲の史料二─

て示す。 これの一部で、注目すべき箇所を二箇所、抜粋して史料二とし

### 【史料二— a】

就御尋以書附奉申上候事

無御座候付、 勤候扣者御座候、尤其以前御用奉相勤来候得共、確卜仕候扣 候 私儀御所御用奉相勤候儀ニ付此度被為成御尋、則左ニ奉申上 御所御両換御用向代〃奉相勤来リ、宝永五年之御用奉相 難相分御座候、 此段奉申上候、 以上

安永三年午九月

土山駿河守殿

勢多大判事殿

替御用」に関する最古の記録は宝永五(一七○八)年であり、そ れ以前は不明という。該当史料は現存していないようである。 安永三(一七七四)年段階で、京両替店がつとめた「御所御両

慶応三卯十二月王政復古仰出候事ニ付、 旧例書差出候事

年頭・八朔ニハ御所・仙洞御所

一、御所御両替御用奉相勤来リ候ニ付、

諸役御免除札頂戴仕侯

錫御花牛 一器宛

献上仕来候

鮮鯛

両尾

右ハ

一、御即位 御入内 御降誕 大嘗会 御譲位 御受禅 親王

右大礼之節々奉献上物仕来候事

御宣下

御立坊御祝儀

親王御元服

替御用」による諸役免除札、年頭・八朔の花生け献上、天皇家の したという。これはこの史料か、史料一の類であろう。 慶応三(一八六七)年一二月王政復古につき、「旧例書」を差出 「御所御 峀

慶事に際しての鯛献上、などが記されている。

以上を整理する。まず本店一巻(三都本店=八郎右衛門)。

・享保六(一七二一)~「御所駕輿丁猪熊座役」を勤める

寛政九 (一七九七) 幕府御用につき苗字帯刀

慶応三 (一八六七) 御所勘使所にて「御呉服物御見競御用

御出入」

もしくは八郎右衛門は駕輿丁をつとめる。 本店一巻では、朝廷との関わりは乏しいようである。北家当主

之助=大坂両替店) においては

続いて両替店一巻(三郎助=京両替店、次郎右衛門=江戸両替店、

元禄四(一六九一) 三名が幕府の御為替御用達

※三郎助(京両替店)は御所勘使所両替御用、諸役免除札。

年頭・八朔などで献上物につき往古より苗字名乗

宝永四(一七〇七)~ 御所作事御用に際し入用請払を確認

宝永五 (一七〇八)~ 天皇家の慶事に際し献上を確認

寛政四(一七九二) 安永八 (一七七九) ~ 天皇家の凶事に際し入用請払を確認 御用出精に付、三人へ三人扶持

のように整理できる。

なお、寛延三 (一七五〇) 年時点での両替店の幕府勘定所に対

元

いことは確かである。
が、急ぎの調査で限界があったか不明であるが、表一で全てでなか、急ぎの調査で限界があったか不明であるが、表一で全てでなき上げにはみえない。継続性の無かったものは挙げられていない位御道具代銀請払御用」が挙げられるが、いまみてきた維新期のする申告では、御所の造営・修復の請払御用のほか、「御即位御譲

の御用に付随するものであったと思われる。たが、これらは朝廷と独自の関係をとり結んだというより、幕府をが、これらは朝廷と独自の関係をとり結んだというより、幕府勘使所の両替御用、作事・行事に伴う公金請払御用が中心であっこのようにしてみると、三井と近世朝廷の関わりは、主に御所

五年分の記事をまとめて掲げておく(参考表二)。 参考として、京両替店「御所御用留」の寛政四 (一七九二) 年・

# 二、現存する近世朝廷関連史料

以下、史料名・収録年代・作成者・史料番号の順で示す。するものが大半であるが、他にも多様な史料がある。く。前章で述べたもの、特に作事・行事に伴う公金請払御用に関廷に関わりのある史料にはどのようなものがあるか、列挙してい本章では、現在三井文庫で所蔵・公開している史料で、近世朝

# 御所勘使所御用(禁裏・仙洞)

●御所御用留 弐番 文化三~天保九 京両替店 追五八九 ●御所御用留 壱番 安永二~文化二 京両替店 追五八八

●御所御用留 三番 天保一○~明治二 京両替店 追五九○

# ・その他幕府・朝廷財政関連

●京都御証文控 八冊 天明八~慶応三 本一五四~一六〇、別

一七二七

)江戸・大坂御金蔵御請納御証文留 七冊 天明五~慶応三(闕

多し)別一〇六〇~別一〇六五、別一〇八五

京十人組・小野・島田 続一八六九―一●禁裏御所御用御預リ金控(西御公事方宛) 天保一三~嘉永三

●禁裏御所御物成金銀差引帳 御為替両組 慶応三 続一九○二 ヌーノ糸 ノ 里 - 唐日 - 糸一ノアブ - -

# ・御所造営関連(宝永度)

▼禁裹賢聖障子絵絹調進方拝命ニ付内借願書式 宝永六 京本店

本一四六七一三八

# ・御所造営関連(延享度)

)下御所中宮御殿御普請銀請払留 延享三 京両替店 追五八四

# ・御所造営関連(寛政度)

)御造営御用一巻 天明八~寛政七 京両替店 追五九一

京本店 本一四五四一二一(白川侯御勘定奉行江御申渡之書附之写(御所御造営)天明八

) 寬政二戌年禁裏御所方御造営之節諸帳面入 寛政二 続二四四

九・二四五〇

)天明八年京都大火後普請一件書類 寛政二 別一九〇五一八

) 御造営ニ付割賦銀五畿内近江丹波播磨御料所役高帳 寛政年間

京両替店 別一六三四

)禁裏御所御造営諸手伝其外共代銀ノ内亥年分割賦高上納覚 (控

寛政三 河州若江郡鴻池新田支配人惣代和平次 大坂両替店

続六五八八一二四

禁裏御所方其外御普請入用銀上納手形 寛政四 真野嘉右衛門

西尾新太郎 京三井組 続一六〇九一四

) 禁裏御所方其外御普請入用銀上納手形 西尾新太郎 京三井組 続一六〇九一五 寛政五 真野嘉右衛門

▶禁裏御所方御造営御入用銀諸払皆済証文 (御役人中様御奥印ア 寛政七 京三井組

続一六〇九一八

### 御所造営関連 (安政度)

)御造営御用 巻 安政元~慶応元 京両替店 追六〇二

)御所御普請掛り江差出候手形押切帳 安政二 京両替店 本五

0

書之控 )御所向御造営ニ付為御用掛御在京御勘定御吟味役立田岩太郎様 より江戸御留守宅江之御状於彼地御届方間違一件ニ付通達并返 安政二 京両替店 別一六七八一二

> ●禁裏御造営ニ付献金御諭書并差加金願 安政元 大元方 本一

六九四一七

▶禁裹炎上御造営ニ付献金諭達写 安政元 京本店 本一六九四一

四

●上金并御差加江惣高年割納控(禁裏御造営ニ付) 安政元 京

本店 本一六九四一一五

▶御用金納済証文(安政元年禁裏御造営御入用銀関係) 安政五

京両替店 続六九四一五

●禁裏御造営ニ付献納相願候銀百五拾貫目五ケ年割合上納相済御 京町奉行所御造営掛、 請取書 但三店より献納銀拾貫目御受取書共有之也 京三井組 続六四七八一一四 安政二

御所造営関連 (諸殿舎・御殿・内侍所ほか)

)清涼殿常御殿御普請御用留 安永九 京両替店 本六七三乙

)清涼殿常御殿御普請入用銀上納手形 宝暦一三 加納小十郎

)准后様御別殿御普請御用留 塩津太郎兵衛 京三井組 続一六〇九一一 明和三~明和五

京両替店

追五

八七

●明和五年子二月准后御別殿御普請御入用五幾内御蔵入御割賦銀 応三 并御築地方御入用銀五幾内并近江丹波播磨五万石已上御大名方 樣御割賦被仰出候御入用掛改御用被仰付御渡相成候御書付 京三井組 続六四六五一三 慶

▼三片目 売ーマンし 二●清涼殿常御殿御普請銀皆済手形 小堀数馬様御奥印在 天明元

京三井組 続一六〇九一二

両替店 続一五九六—一四》推后御方御普請銀皆済手形。小堀数馬様御奥印在。天明元。京

●清涼殿常御殿御普請一件御即位新調御道具一件御用留 宝曆一

三~明和二 追五八六

●御三間御献間御造立御用留 三井三郎助 寛政一二~享和元

中町夫人足高書付 寛政一二 京両替店 別一六二二丁

)御三間御献之間御造立二付割賦可相掛五畿内御料所役高京都町

京両替店

本五三八一二

)御学問所御造建御用留(文化二~文化四)京両替店(追五九四)

| 内寺所即多复年即反殴卸造立卸用留|| 女比七~憂む三|| 京司||東宮御殿御造立御用留|| 文化六|| 京両替店|| 追五九四|

町夫人足高(文政十三年及嘉永四年ノ書入アリ) 文化七 追五)内侍所御修復并御仮殿御造立ニ付御割賦可相掛五畿内御料京都店 追五九五 原 追五九五 東京都 文化七~慶応三 京両替

播磨八ケ国御料所役高書付 文化一二 京両替店 別一六〇二)中宮御殿御造立仙洞御所御修覆ニ付割賦可相掛五畿内近江丹波

御茶屋御新造御修復御用留(合一冊)三井三郎助 文化一二~巳六月女御御殿御修復御里御殿御造立、文政七年甲申年修学院文化十二年亥八月中宮御殿御造立仙洞御所御修復、文化十四年

文政八 京両替店 追五九七

御奥印アリ)文政元 京三井組 続一六○九―九●中宮御殿御造立仙洞御所御修覆御入用銀皆済手形(小堀中務様

●中宮御殿御造立仙洞御所御修復ニ付御割賦銀皆納手形 文政元

京両替店 続一九八七—三

)清涼殿常御殿御普請御用留 弘化三~嘉永二 京両替店 追六

0

### ・御所凶事入用請払

安永八(一七七九)年後桃園院没が初例(事業史五八八頁)。

●御所御凶事ニ付泉涌寺般舟院御入用銀御代官様方江差出候押切

三井三郎助 弘化三 京両替店 本一九四八

)御所御凶事御用留

三井三郎助

弘化三~慶応三

京両替店

追六〇〇

帳

即位・譲位新調御道具代銀請払

続一二九一一御即位新調御道具代銀請払御用留安永九~天明四京両替店

### ・呉服御用関係

●禁裹仙洞院御所呉服方書類 宝永六 本一四九四一三八、三九

●五十宮様一巻控 寛延二 京本店 別一三四○一二

●五十宮様御下向一件書類 寛延二 京本店 別一九三四

●五十宮御入輿ニ付御広鋪御用一件 明和四 京本店 別八二一

### ・献上・音信

井組 続六四九二 ●御所向ニ係ル御用勤筋献上物調草案 宝永六~明治二 西京三

●禁裹様献上物記 宝暦一○~万延元年 大元方 続一一一九

●丑春季音物方入用控 ( 禁裏所司代其他京都諸役人等 ) 嘉永六

京両替店 続二四八〇一一

▶関白両伝奏方江暑寒御何進物并御使者上京一件 慶応元~三

京両替店 続一八一四

### 閑院宮関係

●閑院御所江源右衛門高典様始而御立入被遊候節献進品々書付

(宝曆四年) 明和六歟(京本店)本一四六五—四—一

一四六五一四一二無番状( 閑院宮御法事関係 ) 明和六敷 江戸本店・京本店 本

### 駕輿丁(猪熊座)

●御所御用勤仕履歴書上控 御所御勘使所御為替御用及駕輿丁其

他 (四点) 明治元 京両替店 本—一四八三—一〇

●寛政六年寅二月八日皇后様御入内御用一件 寛政六 追二一三七

)御所左近府駕輿丁猪熊座役則兵衛高祐様より次郎右衛門高福様

江御譲替一件 天保六 大元方 別一八三九—一

福へ。高福はほぼ同時期に北家家督、八郎右衛門襲名。「文政※北家六代高祐(文化一二まで八郎右衛門名前)から同八代高

縺合一件」の終着を象徴。

# 連家家原家の御剣清御用

家原家は三井十一家の一つ (連家、享保期より)。本阿弥家の当

主若年のため補佐として勤めたもの。

●文政六癸未年八月仙洞御所御用

文政七

家原家

追一四六二十

\_

●文政十丁亥年七月禁裏仙洞御所御用 文政一○ 家原家 追一

四六二十二

# ・幕末の御用(大宮御所関連)

応三~明治二 追七八九●佐々井半十郎様御掛大宮御所御普請高役金押切帳 三井組 慶

別二三四二—七●大宮御所御造立ニ付国役納金請取手形 明治元 西京三井組

▶大宮御所御立造御入用金両組出金方申渡 ( 小野善助宛 ) 慶応三

小堀御金方 京三井組 続六四六五一八

)大宮御所御造営御入用国役残金納方通達 家来安井藤九郎 京三井組 続六四六五一三九 慶応三 本多美濃守

)大宫御所国役金受取手形上納方督促状 役請取方・京両替店 続六五七四一八 慶応三 大坂三井組国

)大宮御所請払御印鑑 (一新ノ際町奉行所出張御勘定方扱通帳類 其五ノ内) 慶応三 大宮御所造立掛・京十人組 追八二二一

)大宮御所御普請御入用国役取立方被仰付候被御渡書 慶応三

追一二九九一八

)大宫御所国役金立替分十人組請取書 慶応三 追一二九九—九

# ・幕末の御用(その他)

)御陵御入用之内金三千両立替調達之節右御奉行ヨリ御褒書并続 書等添箱入 元治元~慶応元 続二一二八

)御所御造営御入用金銀請払御用皆済小堀数馬様御奥印引替証文

文久三 京三井組 続一六〇九一一三

)申渡 ( 三井組、十人組宛 )( 御所御料年貢金等取扱方 )( 写 ) 京三井組 続六四六五一四〇 慶

)御所御修覆其外御普請御用書類(旧幕之末御用書類) 続一五五四 元治元

)御所御勘使所上納金証文 慶応三 京三井組 続六四六五一五

京三井組

●御所御築地取広普請御用金銀請納通 (一新ノ際町奉行所出張御

Ξ

勘定方扱通帳類其五ノ内)

慶応元~明治元

京三井組

追八

●御所御勘使所御用留 慶応三~明治元 北三井家 追一三一四—

### 情報記録

聞書 ※両替店の収集した情報の留。 七冊 寛延四~明治六 (本一四六~一五〇) 内容は多種多様。先ごろ翻刻

刊行された一番には、 安永期御所役人処罰一件、御所千度参

寛政期の朝廷倹約令、 蹴鞠装束関連などあり。

り

### ・その他

●女院御所還幸御行列附 寛政二 京本店 本一四六五一二二一

三

仙洞御所崩御御触流并拝見一条控 天保一一 京本店 本一六

01 - 11

舞楽御装束仕様帳 九月写之 京極氏 延宝年中寅上御所御改正 享保一一 本一六三五 享保十一年丙午

內裏外焼失員数覚 節)安政元 大元方 (嘉永七年四月六日御所御築地内より出火ノ 別九一五一一〇

) 若宮様御宮参ノ節於道筋御用方様御目見ニ付御伺書、御用方様 御苗字之儀二付御伺書(宗湛様御所持被遊候由二而天保十亥四 物御伺書等写ノ内) 寛政五 月高益様より御渡被遊候御用方様御苗字之儀并百年御連綿献上 大元方 別 八二〇-二

●御即位御参役堂上并地下 ( 写 ) 弘化四 京本店 続一三八一一

)禁裏御所江万石以上より国産貢献一件 慶応元 京両替店 続

内)、天保一一 大元方 続二〇〇二一三 |嵯峨御所御祠堂金預リ手形 (嵯峨御所御役人中宛 )(別証文一通 添)(小川元九郎様御借財筋古証文并請取書るい其外書付類入之

付るいノ内)文政八 )拝借金返納猶予願 ( 御室御所御貸附役人宛 )( 二通 )(両替町書 大元方、続二六四六—一〇

御道筋取繕等御入用割賦可相掛京都町中町夫人足高書付 )仙洞御所江御移徙行幸、中宮新御殿江御移徙行啓且御幸始之節 京両替店 追五八五 延享

)寛政二年庚戌十一月廿六日仙洞御所遷幸行列 追一四三三一四 寛政二 家原家

)禁裏本御料反別小前帳 (藤屋利右衛門之口南山城木津瓶原郷及 追七四三—二—一 別訳書帳ノ内) 文政七 山城国相楽郡瓶原郷村々 京両替店

金子借用願 負ニ関スル覚書二通添 ) (親類三文字屋与兵衛御所御造立請負方損失ニ付)(請 文政元 越後屋孫兵衛等 京本店

六五七二一四〇

**御頼談ニ付無拠御立用金二百両之済方年延ニ付御頼之口上書** 三州岡崎本多美濃守様御所司代御在役中加納繁三郎殿より段々 尚又年々金拾両宛御元入 ( 覚一通添) 安政六 京両替店 続

五九一一一五

### 参考図書中の古記録

や版本も含まれる。 三井家編纂室・三井文庫が業務上収集した図書類。近世の記録

「寛政元年禁裏御造営記」 「御所御領地記」 C二四一一二三 B九一〇一二五

※享保か。 青山幸知蔵本の写

### 古地図・絵図類 <sup>18</sup>

三井文庫は近世の地図類を豊富に蔵する。京都図の類以外にも

朝廷に関連するものがある。

(内裏図) 宝永六年木版 C六〇五一一〇一

●堂上方御名処之図明和五(安永八写) C六〇五一一〇三

內裏御造営朝儀之図 ○六○七一一○

·泉涌寺御葬送儀御筋御場所図六鋪 C八四〇一三

### 三、事例検討 一公金請払御用

本章では、両替店一巻と朝廷の関わりの主要なものである公金

請払御用に関する史料を、数点とりあげて検討してみる。

### 【史料三】

請取申弐朱判之事

金弐朱判八両者

銀座極

右是者、京都御入用取調役人今井団右衛門御役金弐拾五両被 下候内、 三季渡之割合を以、当子春之分請取、 相渡申所仍如

件

寛政四年子二月 立会

牛窪直右衛門(御勘定) 印

伊奈伝六郎 印

小嶋平五紀(三条藤奉行) 無印形 郎

三宅左近 印

松平石見守殿(大坂町奉行)

春田半十郎殿(大坂金奉行)

坂部十郎右衛門殿

酒井与左衛門殿

羽太織部殿

伴吉五郎殿

請取申弐朱判之事

(\* \*

金二朱判六両者 銀座極

右是者、御所勘使買物使兼市野伝之進御役金弐拾両被下候内、

寛政四年子二月

三季渡之割合を以、

当子春之分請取、

相渡申所仍如件

右同断印

右同断宛

「江戸・大坂御金蔵御請納御証文留」(別一〇六一)に納められ

ている証文二通である。 完遂した際に、幕府役人からうけとる請取証(納札)などを控え これは京両替店の記録であり、御為替送金・公金請払の御用を

らかである御為替送金に関する証文を載せている。 費などをうけとった証文、在京幕府役人が送金元・送金先のどち 項にある。「諸方付込」項は、幕府役人が大坂御金蔵から役金・経 為替方」「諸方付込」の三項目から成り、この証文は「諸方付込\_ ておくための帳面である。「諸冥加金銀御為替方」「大津御米代御

大番士(大坂在番か)である。 条御蔵立会」の御勘定(寛政重修諸家譜による)・大番士(二条在 春分を請け取り支払った旨の証文である。差出は二条蔵奉行・「二 続いて、 内容は、京都御入用取調役、御所勘使買物使兼への役金につき、 蔵奉行仮役か)である。宛所は、大坂町奉行・大坂金奉行 大坂両替店の類似の記録をみる。

### (史料四)

請取申弐朱判之事

金弐朱判弐拾六両三分者

銀座極

拾九両弐分 但手代六人、壱人ニ付拾両宛之内、三季

渡割合を以、壱人ニ付三両壱分宛之積

春之分

但手代壱人増、御給金共拾弐両之内、三

四両

季渡之割合を以、春之分

三両三分

但見習手代弐人、壱人ニ付五両宛之内、

三季渡之割合を以、壱人ニ付壱両弐分弐

朱宛之積、春之分

右是者、二条御蔵手代・見習共九人、当子春為御給金請取

寛政四年子二月 立会 相渡申所仍如件、

牛<u>窪</u>直右衛門

印 印

伊奈伝六郎

小嶋平五郎(三条巖奉行) (未罷登候二付、無印 無印形」

印

三宅左近

松平石見守殿(大坂町奉行)

春田半十郎殿(天坂金奉行) 坂部十郎右衛門殿

酒井与左衛門殿廊

羽太織部殿

伴吉五郎殿

(中略

請取申弐朱判之事

·· (\*)

金二朱判六両者 銀座極

右是者、御所勘使買物使兼市野伝之進御役金弐拾両被下候内、

寛政四年子二月

三季渡之割合を以、

当子春之分請取、

相渡申所仍如件

右同断

御宛所同断

ある。史料三・四の(\*)は同じ証文を写したものである。 使買物使兼への役金につき、春分を受け取り支払った旨の証文で 記録である。差出・宛所は史料三と同じ。二条御蔵手代、御所勘 「京都御証文留帳」(本一五四)所載の証文二通。大坂両替店の

きは以下のようであったと考えられる。 る御為替送金手続きを参考にすると、三井が介在する実際の手続<sup>(22)</sup> で支払いがなされた旨の証文となっている。より多くの帳簿が残 形式上は、幕府大坂金蔵より二条米蔵に送金があり、二条米蔵

( i ) 三井大坂両替店、幕府大坂金蔵より公金を預かる。大坂

金蔵役人へ預り手形提出。

(ii) 大坂両替店より、

京両替店へ連絡。

iii 京両替店、二条米蔵へ現銀持参。二条米蔵において対象 者へ給付

※三井が直接対象者に支払い、二条米蔵へは対象者の請取 証文だけを提出する可能性もある。

- (iv) 京両替店、二条米蔵役人より証文を受け取る の原本)。専用の帳面に写す (史料三)。 (引用史料
- v 京両替店、(iv)の証文を大坂両替店に送付。
- (w)大坂両替店、(w)の証文を写す(史料四)。大坂金蔵役 人に提出し、(i)の預り手形回収。御用完遂.

ほとんど幕府勘定機構の一部として機能しているといっていいで というが、実際に大坂まで請取に行くわけではなく、このように 三井両替店が介在することで、京都で支払われていたのである。 飯島千秋によれば、二条米蔵手代は給金分を大坂金蔵で受取る

似た役割を三井が果たしている例である。 次は、厳密にいえば公金請払御用とも御為替送金とも異なるが あろう。

### (史料五)

十一月十一日(寛政五年)

与市罷出候処、 御勘使所より、 御用之儀有之候間、 名代可罷出旨申来

金弐両三歩 銀拾壱匁三厘

肥田十郎兵衛様(勘定吟味役兼組頭)

平岩六郎左衛門(賄頭兼要台所頭)

御状壱通

有田播磨 守様(紫囊付)

石谷肥前守様より

中村久左衛門様同

大木金助様(台所頭格・賄頭見習 江

右御同所様江

右金銀并御状弐通御渡、 差下候様被仰付、 同壱通 木村周蔵様より(御所賄頭) 則与市印形を以

請取相認、 差出置申候

(日付脱)

一、今日江戸表より右金銀并御状共請取書差登候ニ付、与市 持参、差出候処、下地上ケ置候請取書と引替御渡有之候

使所の御用に関する日録形式の記録である。

京両替店の「御所御用留壱」(追五八八)の記事である。御所勘

負っていることがわかる。 先であろうと思われる。幕府役人間の小額送金・書類送付を請け **う他、その意味するところ不詳である。 金銀も同じ送付元・送付** に回収している。宛所の四名は、江戸勘定所の役人であろうとい を提出しておき、事後に江戸から請取書が来た後にこれと引替え 幕府勘定吟味役・賄頭・台所頭への書状二通を託される。請取書 禁裏御所の勘使所にて、金銀および禁裏付武家・ 御所賄頭より、

### おわりに

世界が利用できることがお分かりいただければと思う。いる幕府・朝廷の公記録や公家文書とは、相当に性格を異にするはなはだ雑駁な紹介となってしまったが、現在主に使用されて

活発な利用と、今後の研究の進展に俟ちたい。経済上・身分上の関係など、多岐にわたると思われる。わり、その日常の業務文書レベルの実態、京都町人と朝廷の関係、工程・変遷など具体的諸相、幕府・朝廷財政の関係と三井のかか追求可能な論点としては、巨大支出を伴う行事・工事の財務面・追求可能な論点としては、巨大支出を伴う行事・工事の財務面・

- 〒一六四-○○○二 東京都中野区上高田五-一六-一館内に設置された三井家編纂室を淵源とする。大正七(一九化。平成二二(二○一○)年公益財団法人認定。 化。平成二二(二〇一○)年公益財団法人司法人 (一九○三)年に三井本
- http://www.mitsui-bunko.or.jp/

電話〇三-三三八七-九四三一 (代表)。

(2) 近世の三井の店舗組織は、全営業店舗および一族の統括機(2) 近世の三井の店舗組織は、全営業店舗および一族の統括機

(3) 三井家には、家祖高利の息男・女婿らに始まる十一の家が

称による。

- (4) 『三井家記録文書目録』全五巻、一九七三~二〇〇一、各第一目録』既刊一三冊、店別・主題別、一九九三~。前者は、三井家同族会事務局経由で史料を受け入れた際の収蔵番号順。後者は営業店舗別・テーマ別になっている。 後者は営業店舗別・テーマ別になっている。
- 巻が近世期を対象とする。
- (7) 三井文庫所蔵史料 本一四八三−一○。以下、三井文庫所

蔵史料については所蔵を略し、史料番号で示す。

- (8) この駕籠丁役が、北家の歴代当主が継承するものか、三井ののののである。 なお、享保六(一人物が継承するものなのかは不明である。 なお、享保六(一人物が継承するものなのかは不明である。 なお、享保六(一人の実質的なトップが継承するものか、八郎右衛門を名乗るあった。
- する仕組になっていた。これを一巻といっている。下に、本店系(呉服業)と両替店系がおのおのの店舗を展開(9)近世の三井の組織は、全ての家と店舗を総括する大元方の
- のに限って示しておく。幕末は急増するため省く。(1))参考として、三井の江戸幕府御用引受けを、ごく主要なも

貞享四 (一六八七) 年 幕府御納戸呉服御用

元禄三 (一六九〇) 年 幕府大坂金蔵為替御用

享保七 (一七二二)年 幕府二条・大津米蔵払米代金為替御用

宝曆四 (一七五四) 年 西丸呉服御用

天明七 (一七八七)年 国役御用 大和・山城 (文化五まで)

文化五 (一八〇八) 年 蝦夷地為替御用

文化一〇(一八一三)年 勘定所御用達 (伊豆七島島方会所頭

取による)

安政六 (一八五九) 年 外国方御金御用達

(11) 幕末には、三井はきわめて多数の御用を引受けている。

- (12) 賀川前掲著、三三頁。
- (13)「例繰鑑」七 続八五五。賀川前掲著、三四頁所引
- (4)これを評価するに際しては、安永以前の朝廷財政の構造

太郎『近世朝廷社会と地下官人』吉川弘文館、二〇〇八、第(15) 京都町人で比較的裕福な商人・職人がなるという。西村慎機構が問題であるが、詳しく知られていない。

(16) 三井文庫史料叢書『大坂両替店「聞書」一』吉川弘文館、(16) 三井文庫史料叢書『大坂両替店「聞書」一』吉川弘文館、

二部二章

- いる。 二(『三井文庫論叢』二五・二六 一九九一)に掲げられて(17)主要なものについては、「三井文庫所蔵参考図書目録抄」一・
- (1) 三井文庫閲覧室配架 「三井文庫地図目録」(非刊行)参照:
- 井組の御用関係帳簿類について」・「同(二)」(『三井文庫論おける送金と諸帳簿類の構成・関係を論じた拙稿「御為替三(19)この帳簿の基本的な性格については、幕府の御為替御用に
- 叢』四四・四五、二○一○・二○一一)を参照されたい。
- 二条在番から二条蔵目付が選ばれ監察がなされたという飯島(20) 不明。飯島千秋によれば、元禄一二(一六九九)年まで、

『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四)、二七二頁。

行の仮役を務める例という。(同右二五三頁)。(21) 飯島千秋によれば、大坂在番から二名が選ばれ、大坂金奉

- (22) 前掲拙稿参照。
- げた証文は、御為替御用のものと異なっている。 井としては御為替御用に分類される業務であるが、ここに挙 井としては御為替御用に分類される業務であるが、ここに挙

(三井文庫研究員)

 $\widehat{24}$ 

飯島前掲著、二七二頁。

参考表 1:「御一新前御所御勤方取調草稿」概要

<u>†</u>	<u> </u>
立坊	宝永 5 (1708) 年
遷幸	宝永 6 (1709) 年
即位	宝永 7 (1710) 年
入内	享保元(1716)年
太子誕生	享保 5 (1720) 年
親王宣下	享保 5 (1720) 年
親王宣下祝儀能拝見仰付け	享保 5 (1720) 年
東宮宣下	享保13(1728)年
献上に付お目通り	
春宮元服	享保18(1733)年
即位	享保20(1735)年
入内	元文元(1736)年
姫宮誕生	元文 2 (1737) 年
大嘗会	元文 3 (1738) 年
女二ノ宮誕生	元文 5 (1740) 年
若宮誕生	元文 6 (1741) 年
親王宣下	延享 3 (1746) 年
春宮宣下	延享 4 (1747) 年
譲位	延享 4 (1747) 年
受禅	延享 4 (1747) 年
即位	延享 4 (1747)年
大嘗会	寛永元(1624)年
入内	宝暦 5 (1755)年
正徳 6 (1716) 年 4 月 元文元 (入内済に付、御衣裳料銀大坂御金蔵奏者所にて褒賞白銀・大儀料銀J	(1736) 年 9 月 歳より受取方仰付け、宝暦 5(1755)、 頁戴
若宮誕生	宝暦 8 (1758) 年
親王宣下	宝暦 9 (1759)年
即位	宝暦13(1763)年
大嘗会	明和元(1764)年
立坊	明和 5 (1768) 年
春宮元服	明和 5 (1768) 年
譲位	

受禅				
仙洞移徙	明和 8 (1771) 年			
即位	明和 8 (1771) 年			
大嘗会	明和 8 (1771) 年			
入内	安永元 (1772) 年			
入内済に付、御衣裳料銀大坂御金	歳より受取方仰付け先格を以て、			
奏者所にて褒賞白銀・大儀料銀頂	頁戴			
【史料 2 — a 】	安永 3 (1774) 年			
姫宮誕生	安永 8 (1779) 年			
献上、御廊下にて御雑煮御吸物御	1土器御酒頂戴			
即位	安永 9 (1780) 年			
元服	安永10(1781)年			
安永 10(1781)~天明 8(1788)	年扣焼失			
	楮家より献上之官金、天明 8(1788)			
年京都大火に付、両伝奏預りが個	引も、火災後につき預り			
禁裏御所御木造儀式拝見、左の追	<b>直</b> り			
禁裏・木造始・地曳	寛政元(1789)年			
仙洞 同	寛政元(1789)年			
大女院 同	寛政元(1789)年			
女院 同	寛政元(1789)年			
禁裏 上棟	寛政 2 (1790) 年			
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年			
女院   同	寛政 2 (1790) 年			
禁裏 御殿向拝見	寛政 2 (1790)年			
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年			
女院 同	寛政 2 (1790) 年			
禁裏 遷幸	寛政 2 (1790) 年			
仙洞 同	寛政 2 (1790) 年			
女院 同	寛政 2 (1790) 年			
内侍所 渡御	寛政 2 (1790) 年			
右之度々、拝見仰せ付け 遷幸に付献上に付、御祝御吸物御酒下置かる				
入内 仙洞 <i>御恕</i> 扣 箳	寛政 6 (1794) 年			
仙洞 御賀祝儀	寛政11(1799)年			
右献上に付、御土器御肴御酒御勘使所にて下置かる				

太子誕生	寛政12(1800)年			
右献上に付、御雑煮御吸物御土器	B御酒御廊下にて下置かる			
親王宣下	寛政12(1800)年			
儲君親王宣下	文化 4 (1807) 年			
立坊祝儀	文化 6 (1809) 年			
仙洞70歳賀	文化 6 (1809) 年			
右献上に付、奏者所玄関にて御士	- 器御肴御酒下置かる			
東宮元服	文化 8 (1811) 年			
中宮若宮誕生	文化13 (1816) 年			
譲位・受禅	文化14(1817)年			
即位	文化14(1817)年			
入内	文化14(1817)年			
大嘗会	文化15 (1818) 年			
若宮誕生	文政 3 (1820) 年			
右献上に付、奏者所にて御雑煮御	吸物御土器御酒下置かる、仙洞御			
所にて雑煮除き同様				
姫宮誕生	文政12(1829)年			
右献上に付、女御殿にて前同様丁	置かる			
若宮親王宣下	天保 6 (1835) 年			
立坊祝儀	天保11 (1840) 年			
大嘗会	天保14(1843)年			
入内	天保14(1843)年			
右献上に付、勘使所にて御土器御	<b>軍肴御酒下置かる</b>			
姫宮誕生	嘉永 3 (1850) 年			
右献上に付、奏者所にて御雑煮御	酒御土器下置かる			
遷幸	安政 2 (1855) 年			
姫宮誕生	安政 5 (1858) 年			
右献上に付、先例通り御雑煮御液	質御吸物下置かる			
儲君親王宣下	安政 7 (1860) 年			
元治元 (1864) 年、兵火にて店類焼、御救助として玄米頂戴				
【史料 2 - b 】	慶応 3 (1867)年			
献上物控				
鮮鯛 2尾	享保 5 (1720) 年親王宣下			
興津鯛 20 尾	享保13(1728)年春宮宣下			

鯛 2尾ずつ	享保18(1733)年御本殿・ 新御殿
鯛 2尾	享保20(1735)年即位
鯛 2尾	元文元(1736)年入内
鮮鯛 2尾	元文 2 (1737) 年姫宮誕生
生鯛 2尾	元文 3 (1738) 年大嘗会
元文4 (1739) 年7月より、献上	物ごとに長橋局へ延紙 5 東進上
生鯛 2尾	元文 5 (1740) 年女二ノ宮誕生
鮮鯛 2尾	元文 6 (1741) 年若宮誕生
同 2尾ずつ	延享 3 (1746) 年親王宣下、 本殿・親王御殿
同 2尾ずつ	延享 4 (1747) 年春宮宣下、 本殿・春宮殿
同 2尾ずつ	延享 4 (1747) 年譲位・受禅、 本殿・新御殿
同 2尾	延享 4 (1747)年即位
同 2尾	寬延元(1748)年大嘗会
同 2尾	宝暦 5 (1755)年入内
同 2尾	宝暦 8 (1758) 年若宮誕生
同 2尾ずつ	宝暦 9 (1759) 年親王宣下、 本殿・新御殿
同 2尾	宝暦13(1763)年即位
鮮鯛 2尾	明和元(1764)年大嘗会
同 2尾	明和 5 (1768) 年立坊
同 2尾	明和 5 (1768) 年春宮元服
同 2尾ずつ	明和 7(1770)年譲位にて仙洞、 受禅にて新御殿
同 2尾	明和 8 (1771)年即位
同 2尾ずつ	明和 8 (1771) 年大嘗会
同 2尾	安永元(1772)年入内、仙洞・ 本殿
同 2尾ずつ	安永 8 (1779) 年姫宮誕生
同 2尾ずつ	安永 9 (1780)年即位、本殿・ 仙洞
同 2尾ずつ	安永10(1781)年元服、両御所

同 2尾ずつ	寛政 2	(1790)	年遷幸、両御所
同 2尾ずつ	寛政 6	(1794)	年入内
同 2尾ずつ	寛政11	(1799)	年仙洞御賀
同 2尾ずつ3箇所	寛政12	(1800)	年太子誕生
同 2尾ずつ3箇所	寛政12	(1800)	年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	文化 4	(1807)	年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	文化 6	(1809)	年立坊祝儀
同 2尾ずつ	文化 6	(1809)	年仙洞御賀
同 2尾ずつ3箇所	文化 8	(1811)	年東宮元服
同 2尾	文化13	(1816)	年中宮若宮誕生
鮮鯛 2尾ずつ	文化14	(1817)	年譲位・受禅
同 2尾	文化14	(1817)	年即位
同 2尾ずつ3箇所	文化14	(1817)	年入内
同 2尾ずつ	文化15	(1818)	年大嘗会
同 2尾ずつ3箇所	文政 3	(1820)	年若宮誕生
同 2尾ずつ3箇所	文政13	(1830)	年若宮誕生
同 2尾ずつ	天保 6	(1835)	年親王宣下
同 2尾ずつ3箇所	天保11	(1840)	年立坊祝儀
同 2尾	天保14	(1843)	年大嘗会
鮮鯛 2尾ずつ	天保14	(1843)	年入内
同 2尾ずつ	嘉永 3	(1850)	年姫宮誕生
同 2尾	安政 2	(1855)	年遷幸
同 2尾ずつ	安政 5	(1858)	年姫宮誕生
同 2尾ずつ	安政 7	(1860)	年親王宣下
同 2尾	慶応 4	(1868)	年元服
同 2尾	明治元	(1868)	年即位

	御所後	即凶事
安永 8	(1779) 年	後桃園院 禁裏
天明 3	(1783) 年	盛化門院
寛政 2	(1790) 年	青綺門院 大女院
文化10	(1813) 年	後桜町院 仙洞
文政 6	(1823) 年	新皇嘉門院 女御
天保11	(1840) 年	光格天皇 仙洞
弘化 3	(1846) 年	仁孝天皇 禁裏

弘化 3 (1846	5)年	新清和院 女院
弘化 4 (1847	7) 年	新朔平門院 大宮
慶応 2 (1866	<b>5</b> )年	孝明天皇 禁裏
右法会の度々、	御葬式御法会入用銀.	大坂御金蔵より受取方・支払御用

	112	御作事	<b>事御用</b>
宝永 4	(1707)	年	春宮御殿
宝永 5	(1708)	年	禁裏御所
正徳 4	(1714)	年	女御御殿
正徳 6	(1716)	年	八十宮御殿
延享 3	(1746)	年	仙洞・中宮御所
宝暦13	(1763)	年	清涼殿・常御殿
明和 3	(1766)	年	准后別殿
明和 7	(1770)	年	仙洞御所
安永 9	(1780)	年	清涼殿・常御殿
天明 8	(1788)	年	禁裏御所
寛政 5	(1793)	年	皇后御殿
寛政12	(1800)	年	禁裏御三間・御献之間
文化 2	(1805)	年	禁裏学問所
文化 6	(1809)	年	東宮御殿
文化 7	(1810)	年	内侍所
文化12	(1815)	年	仙洞・中宮御殿
文化14	(1817)	年	女御御殿・里御殿
文政 7	(1824)	年	修学院茶屋
文政 8	(1825)	年	女御御殿・里御殿
文政13	(1830)	年	内侍所
弘化 3	(1846)	年	清涼殿・常御殿
嘉永元	(1848)	年	女御御殿・里御殿
嘉永 4	(1851)	年	内侍所
嘉永 7	(1854)	年	禁裏御所
元治 2	(1865)	年	内侍所仮殿新造・本殿修復
元治 2	(1865)	年	築地丑寅角取広、其外普請
(錫花入れ図説)			

### 参考表2:京両替店「御所御用留」壱 抜粋

※「皇后御殿新調御道具代御用留」を含むが、省略した

年	月	日	本 文
寛政 4 壬子	1	1	両御所年頭献上例の通、三郎助参内、御返青銅拝 領(仙洞徳日のため2日)、両付武家ほか御役人 方御礼廻り(両付・賄頭へは三郎助、その他は与 市)
寛政 4 壬子	1	19	町奉行三枝豊前守より呼出、助七郎出、用人相井 磯次郎より、上納銀包の件
寛政 4 壬子	2	13	中嶋永治より、女一宮皇后沙汰に付、出入願いの 件 ※質素の件、中嶋話
寛政 4 壬子	2	14	中嶋永治へ、皇后御所御用願わぬ旨返答
寛政 4 壬子	2	15	中嶋永治へ生肴一折
寛政 4 壬子	2	15	葉室姫新典侍姫宮 [寿賀宮] 出生に付、恐悦のため三郎助、上勘使所・下勘定所へ出
寛政 4 壬子	4	27	三郎助高年、来月勤番のため江戸出立に付、願書助七郎勘使所へ持参、中嶋栄治へ差出、賄頭保田・木村より付武家の許可申渡し(下は上が認可なら認可の例)
寛政 4 壬子	4	27	下御所頭部屋へ助七郎願書持参、瓜生誠治へ差出、 上御所同様許可
寛政 4 壬子	4	28	上付武家・賄頭・奏者所・勘使所、下付武家・奏 者所・勘定所・頭部屋、賄頭へ三郎助廻る
寛政 4 壬子	7	5	賄頭保田定市召し、明6日御出府、暇乞のため助 七郎罷り出る
寛政 4 壬子	7	5	七夕祝儀素麺一把ずつ例の通り差贈る
寛政 4 壬子	8	1	八朔献上、三郎助高年在府に付、松野助七郎両御所へ、御差青銅例の通り頂戴、御役人方へ廻る
寛政 4 壬子	12	25	歳暮祝儀、両御所役人方へ串貝一連ずつ例の通り 差贈る

寛政 5 癸丑	1	1	両御所へ年頭献上、三郎助高年出府に付松野助七郎動む、青銅頂戴、御役人方へも例年の通り廻る
寛政 5 癸丑	1	18	勘使所より大判売買値段書上げ指示、3 枚お払い、 代金 45 両 1 歩 2 朱上納、藤五郎に持たせ遣わす
寛政 5 癸丑	3	3	勘使所より大判売買値段書上げ指示、5 枚お払い、 代金 77 両 2 分上納、藤五郎に持たせ遣わす
寛政 5 癸丑	5	10	寿賀宮没、鳴物停止3日、但しご機嫌伺いなし
寛政 5 癸丑	5	11	勘使所より呼出、清水□之進より、銀4貫300目 奥より出、大黒常是にて包み立てさせる御用
寛政 5 癸丑	5	13	三井三郎助→勘使所、銀 4 貫 300 目預手形、庄三郎より□之進へ。銀子、勘使所→常是大黒作右衛門覚うけとる。
寛政 5 癸丑	5	12	庄三郎、銀子を常是で包ませ勘使所へ持参、残銀 覚・残銀返上、手形引換。
寛政 5 癸丑	7	18	勘使所より呼出、御帳改より、後藤封金 100 両奥 にて開封、切金(切小判)買い取るべき旨仰せ、 困難の由返答、書き付けるべき旨指示
寛政 5 癸丑	7	18	助七郎勘使所へ出、山岡文蔵 [御帳役] へ、書面 にし難し、今回限り立替えるべき旨返答
寛政 5 癸丑	7	19	助七郎勘使所へ、山岡文蔵 [御帳役] より
寛政 5 癸丑	7	21	大小判 100 両、藤五郎に持たせ遣わす、後藤包み 100 両お渡し
寛政 5 癸丑	7	6	七夕配り物、例の通り
寛政 5 癸丑	7	20	松野助七郎、御所方より御屋鋪方へ、跡役桜井与市。中嶋永治殿宅へ助七郎罷出、三郎助出府中は助七郎が御用勤も、病身のため桜井与市へ変更の段相談、問題なき旨返答
寛政 5 癸丑	7	25	助七郎・与市同道、勘使所へ出、御帳役山岡文蔵 殿へ申込、奥へ申上げ聞済、同所奥ノ間にて木村 周蔵 [賄頭]・御勘使両人へ目通り。書付あり

寛政 5 癸丑	7	25	同日下御所頭部屋へ出、西川善蔵殿へ、上で認可 の旨など述べる、奥へ入り聞済の由伝達、奏者所 への挨拶尋ね、先例なき旨返答
寛政 5 癸丑	7	25	済むに付、中嶋永治[御帳役]宅へ両人挨拶
寛政 5 癸丑	7	26	済むに付、中嶋永治 [御帳役] 宅へ両人名前で生 肴一折
寛政 5 癸丑	8	1	両御所へ年頭献上、三郎助高年出府に付桜井与市 勤む、御返青銅頂戴、御役人方へ廻る
寛政 5 癸丑	9	6	勘使所より小判 100 両払い、値段書・大銀 6 貫 17 匁藤五郎に持たせ遣わす、後藤包のまま金 100 両 受取り帰る
寛政 5 癸丑	9	14	葉室姫新典侍若宮 [俊宮] 出生に付、恐悦、三郎 助在府断りのため与市、上勘使所・下勘定所へ出
寛政 5 癸丑	11	6	宗巴老没、両御所へ触穢(江戸親類、店へ地穢な し)届け、上御所御帳役山岡文蔵、下御所仕丁頭 吉川善兵衛へ
【史 寛政 5 癸丑	타 <b>5</b> 】	11	勘使所より呼出、以下差し下すべき旨、与市印形で請取差出す ・金2両3歩・銀11匁1厘 ・有田播磨守・石谷肥前守[両禁裏付]→肥田十郎兵衛・平岩六郎左衛門・中村久左衛門・大木金助[勘定所役人??]へ状1通 ・木村周蔵[賄頭]→同1通
寛政 5 癸丑			江戸より金・状請取来る、与市持参、請取書と引 き換え